

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：高知県知事、高知県議会議長、高知県教育委員会（事務局）、
高知県代表監査委員、高知県人事委員会、高知海区漁業調整委員会

令和8年9月15日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.6 %
うち再任用職員・任期付職員	97.9 %
うち会計年度任用職員	94.9 %
全職員	86.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.4 %
本庁課長相当職	106.4 %
本庁課長補佐相当職	99.3 %
本庁係長相当職	98.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.3 %
31～35年	95.9 %
26～30年	97.5 %
21～25年	94.5 %
16～20年	91.9 %
11～15年	94.9 %
6～10年	96.8 %
1～5年	99.8 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、雇用形態が常勤以外の職員については勤務時間に応じて人数換算をしており、また、期末手当が支給されない職員（週当たり勤務時間が15時間30分未満の職員）は集計の対象外としている。
- ・任期の定めのない常勤職員の男女の給与差の一要因としては、扶養手当や住居手当、単身赴任手当を支給している職員のうち、男性職員の占める割合が多いことがあげられる。
【男性職員の占める割合】扶養手当：75.0%、住居手当：62.0%、単身赴任手当：91.5%

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	20.4 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	14.0 %
本庁課長相当職	23.1 %
本庁課長補佐相当職	35.6 %
本庁係長相当職	33.0 %

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
常勤職員	54.5 %
事務職	63.6 %
技術職	38.2 %

Ⅴ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和 8 年度
常勤職員	48.8 %
事務職	50.5 %
技術職	42.6 %

Ⅵ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	89.2%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0%	0%	—	0%
1 週間以上 2 週間未満	0%	0%	—	0%
2 週間以上 1 月以下	36.5%	0%	—	0%
1 月超 3 月以下	40.5%	2.0%	—	20%
3 月超 6 月以下	9.5%	3.9%	—	60%
6 月超 9 月以下	8.1%	7.8%	—	20%
9 月超 12 月以下	5.4%	31.4%	—	0%
12 月超 24 月以下	0%	51.0%	—	0%
24 月超	0%	3.9%	—	—

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

区分	行動計画における 目標(令和 11 年度)	令和 7 年度
配偶者出産休暇取得率	—	90.5%
育児参加のための休暇の取得率	—	70.2%
合計取得率	—	98.8%

区分	行動計画における 目標(令和 11 年度)	令和 7 年度
合わせて 5 日以上 の休暇を 取得した職員の割合	100%	61.9%
平均取得日数	—	5.37 日

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	17.5 時間／月
内部部局等以外	6.3 時間／月

※総務省が実施する「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」における
対象職員（一般行政部門）に該当する知事部局の時間数を記載